

A G F 鈴鹿陸上競技場使用料（令和4年7月1日改正 ※改正箇所を赤字で表示しています）

使用区分		時間区分		①	②	③
				午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午前9時から 午後5時まで
陸上 競技場	入場料等を徴収しない場合	スポーツのため 使用する場合	学校（学校教育法 （昭和22年法律第 26号）第1条に定 める学校をいう。 以下同じ。）	1,980円	2,640円	4,150円
			学校以外	3,960円	5,280円	8,310円
	入場料等を徴収する場合	スポーツのため 使用する場合	学校	4,950円	6,600円	10,390円
			学校以外	9,900円	13,200円	20,790円
	一般公開日における使用の場合	個人	中学生以下	110円	110円	
			高校生及び一般	220円	220円	
		団体	中学生以下	1,100円	1,100円	
			高校生及び一般	2,200円	2,200円	

備考

- 1 土曜日、日曜日及び休日の使用料は、この表に定める使用料に当該使用料の20パーセントに相当する額を加算した額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人及び団体の使用の場合については、この限りでない。
- 2 使用時間が時間区分の2分の1以内の時間である場合の使用料は、この表に定める使用料の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。
- 3 時間区分を超えて使用した場合（一般公開日における個人及び団体の使用の場合を除く。）のその超えた時間の使用料は、時間区分②に掲げる額の4分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）に、その超えて使用した時間を乗じて得た額とする。この場合において、1時間に満たない時間は、これを1時間とみなして計算するものとする。
- 4 この表において「団体」とは、構成員が11人以上のものをいう。
- 5 時間区分外に使用する場合の使用料は、時間区分②に掲げる額の2分の1の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、一般公開日における個人及び団体の使用の場合、時間区分②の額とする。
- 6 心身障がい者団体がスポーツのため使用する場合の使用料は、使用区分の学校を適用して算定した額とする。
- 7 市外の者が使用する場合（一般公開日における個人の使用の場合を除く。）の使用料は、この表により計算した使用料の額に1.5を乗じて得た額とする。

※施設の備品などを使用する場合、品目ごとに使用料が決められています。詳細は施設までおたずねください。